

総合評価方式に伴う技術提案書の取扱

この契約図書に添付されている受注者が提案した技術提案書は、下記により取り扱うものとします。

なお、総合評価方式の試行に伴い、この取扱いについても試行とします。

記

(技術提案の履行義務)

1. 技術提案書に記載されている内容は、企業の技術力を評定し、その結果を落札者選定に用いたことから、受注者は履行する義務を負います。

提案内容は入札手続中に確認されているものの、その履行の確認方法や確認時期について、受注者と発注者は協議のもと、「**総合評価方式技術提案履行確認協議書**」(様式-A)を契約締結後14日以内に作成しなければなりません。受注者は同協議書(様式-A)に基づき、技術提案を履行するものとします。

(特に履行確認が困難なものについては、受発注者双方が注意して確認方法を協議して下さい。)

なお、協議書(様式-A)は、受注者が2部作成し、協議の証として双方が1部ずつ保管するものとします。

2. 技術提案が、受注者の責に帰することのできない事由により、一部または全部が履行不能となる場合、その「履行不能となる技術提案」と「その理由」及び「工事完成までのその提案の取り扱い」を記載した「**総合評価方式技術提案履行不能協議書**」(様式-E)を作成し、その協議書に基づき、受注者は技術提案を履行するものとします。

なお、この協議書は、受注者が2部作成し、協議の証として双方が1部ずつ保管するものとします。この協議書は、技術提案の一部または全部が履行不能となることがわかった時点で速やかに作成するものとします。

(履行確認)

3. 技術提案書に記載されている提案の履行確認については、実施記録及び記録写真等による実施報告書により履行確認を行うことを原則とします。

履行確認は、「**総合評価方式技術提案履行確認協議書**」(様式-A)に基づき、監督員が確認を行うとともに、検査時に検査員が確認を行い、履行・不履行を確定します。

1) 施工中の履行確認

「**総合評価方式技術提案履行確認協議書**」(様式-A)により、施工中に現場立会等による確認が必要な技術提案について履行確認を求める場合、受注者は「**総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)**」(様式-B)を2部提出するものとします。

監督員は「**総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)**」(様式-B)を受理後7日以内に履行確認を行うものとします。その結果をもとに、監督員と受注者の現場代理人が署名し、双方が1部ずつ保管するものとします。

2) 完成時の履行確認

上記1) 施工中の履行確認 を行わずに完成に至った未確認の履行項目について、受注者は完成報告書提出時に技術提案の履行が確認できる資料とともに「**総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）**」（様式-B）を2部提出し、発注者の確認を受けた後、双方が1部ずつ保管するものとします。

3) 検査時の履行確認

完成検査において、検査員、監督員及び受注者の現場代理人が立ち会いのもと、施工中に交わされた「**総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）**」（様式-B）、実施報告書(実施記録及び記録写真等)及び現地確認により履行確認を行います。

その結果をもとに、監督員は「**総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）**」（様式-C）を2部作成し、検査員、監督員及び現場代理人が署名し、受発注者双方で1部ずつ保管するものとします。

同確認書（様式-C）をもとに、監督員は「**総合評価方式技術提案履行確定通知書**」（様式-D）を作成し受注者に送付のうえ、同書写しを検査員まで提出します。

なお、送付期限は、完成検査日（確認日）より原則14日以内とします。

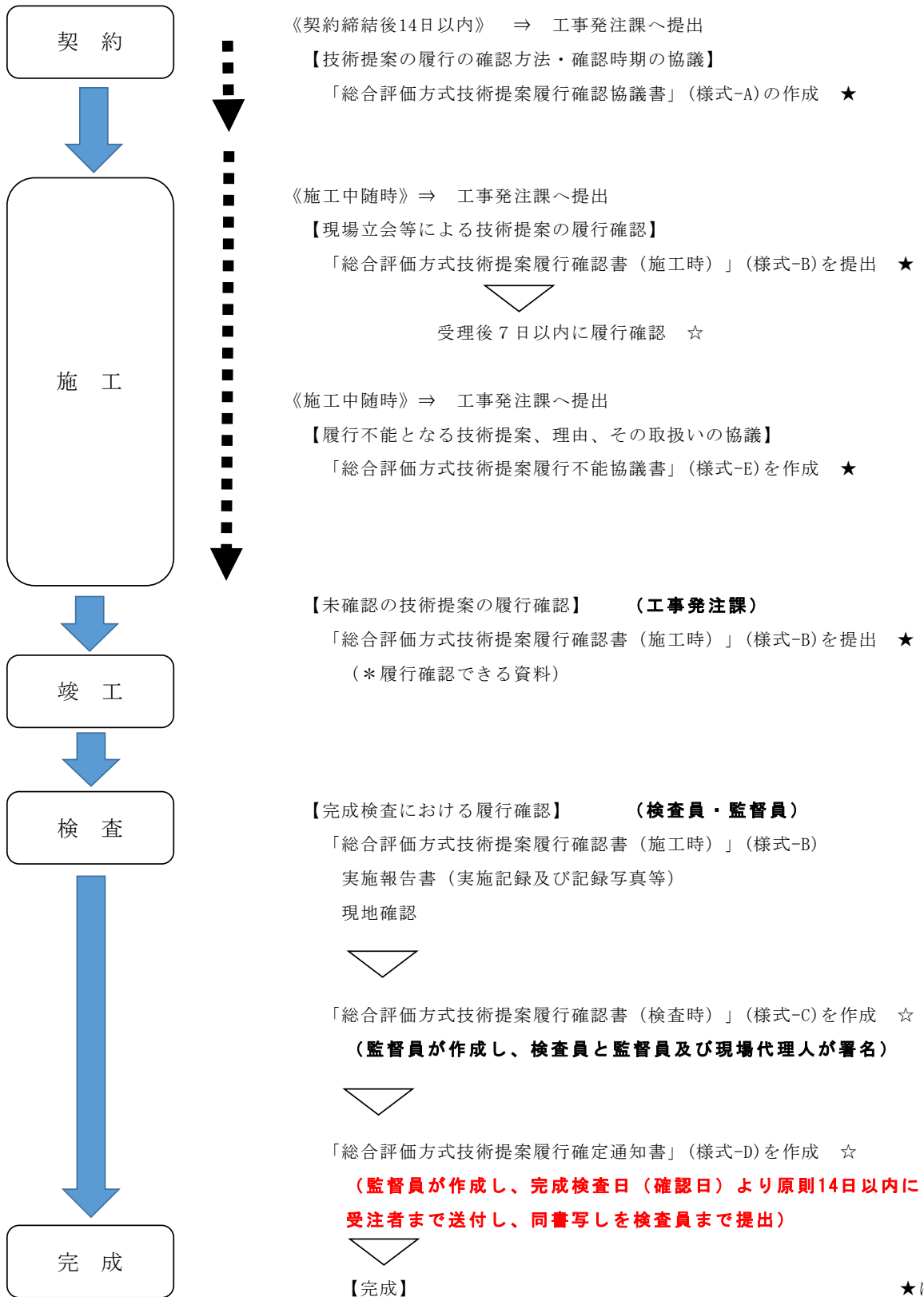
（不履行への対応）

4. 技術提案された内容が、履行確認後、不履行と認められた場合、この本工事の公示・公告内容に則り、ペナルティーを課します。

（工事成績評定への取扱）

5. 技術提案については、工事成績評定の対象になりません。

総合評価方式に伴う技術提案書の取扱いフロー



★は受注者
 ☆は発注者